

# 青森県報

第二千四百号

平成十四年十一月二十五日(月曜日)

## 目次

### 告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	一
右 同	同	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	団体経営改善課	二
漁船保険付保義務の発生	水産振興課	三
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	漁港備漁場整備課	三
道路の供用の開始	道路課	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	河川砂防課	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	同	四
右 同	同	五
右 同	同	五
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	経理課	六
公告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	文化・スポーツ振興課	六
歯科技工士試験の施行	健康医療課	六

## 告

## 示

### 青森県告示第五百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

名 称	所 在 地	施設の種類	指定年月日
特別養護老人ホームサンシャイ	八戸市東白山台二丁目二の一	介護老人福祉施設	平成十四・一〇・二六
介護老人保健施設「ハビリアーク」	八戸市小中野二丁目一の一四	介護老人保健施設	一四・一〇・二四

### 青森県告示第五百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

居宅介護事業者	名称	主たる所在地	居宅介護の種類	名称	所在地	指定期間
社会福祉法人一葉会	弘前市大字福村字新館添五〇の八	訪問介護	ことぶき荘ホームヘルプ事業所	弘前市大字福村字新館添五〇の八	平成一四・五一	
有限会社明倫	八戸市小中野六丁目一八の二	"	ホームヘルプサービス	八戸市小中野三丁目二三の四	一四・二・一	
レバンドーアパレル株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	訪問看護	レバンドーアパ部訪問看護事業	弘前市大字堅田三丁目六の七	一三・一〇・一	
青森保健生活協同組合	青森市大字浦町字奥野四三四の四	通所リハビリテーション	ダイケアセンター	青森市茶屋町一の一の二	一四・一〇・一六	
医療法人杏林	八戸市小中野一丁目四の二二	"	介護老人保健施設リハビリパーク	八戸市小中野一丁目一の一	一四・九・二四	
社会福祉法人東幸会	八戸市大字大久保字七平四の七	短期入所生活介護	特別養護老人ホームサンシャイン	八戸市東白台二丁目二の一	一四・一〇・二六	
医療法人杏林	八戸市小中野一丁目四の二二	短期入所療養介護	介護老人保健施設リハビリパーク	八戸市小中野一丁目一の一	一四・九・二四	
医療法人慶成	弘前市大字西川岸町六の一	痴呆対応型共同生活介護	グループホームすこごう	南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元五六の二	一四・二・一	
医療法人光成	弘前市大字中野一丁目九の九	"	グループホーム西弘	弘前市大字中野一丁目九の一	一四・一〇・二五	
医療法人すみれ会	上北郡上北町中央一丁目三四の一〇三	"	グループホームすみれ・あまみ	八戸市大字冷水水平二の町一	一四・五・一	

有限会社さくら会	北津軽郡金木町大字倉七の三八四の三六	"	グループホームさくら園	北津軽郡金木町大字倉八の三七六の七	一四・一〇・一
----------	--------------------	---	-------------	-------------------	---------

青森県告示第五百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定期間
名称	主たる所在地	名称	所在地	
有限会社マユミックス	五所川原市八重菊九一の一	五所川原中央居宅介護支援センター	五所川原市下り枝一三三の六	平成一四・一〇・元

青森県告示第六百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百五十八号）第百八条の二第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第六項において準用する同法第百五条の二第二項の規定により公示する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

発起人の住所及び氏名（名称）	区	域	区	分
----------------	---	---	---	---

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榊原一三三 の一四九 八木橋清一	大戸瀬第二区域	底建網漁業と総 トン数十トン未 満の漁船により 行う漁業を併せ 営む漁業
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇 六の二一 八木橋 勲		

青森県告示第六百一号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
下北郡東通村大字岩屋字往来一四六番地一 相 馬 藤次郎	岩 屋
下北郡東通村大字岩屋字往来一〇〇番地一 角 本 正	
下北郡東通村大字岩屋字往来一四九番地一 相 馬 健 三	

青森県告示第六百二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成四年五月十五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十四年十一月十八日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに佐井村役場に備え置いて閲覧に供される。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村

2 代表者の住所及び氏名

下北郡佐井村大字佐井字糠森二〇

佐井村長 太田健一

二 埋立区域

1 位置

下北郡佐井村大字佐井字矢越七二、同字湯ノ川越一の二六、一の二一及び一の

一三の地先公有水面

2 区域

次の(1)の地点から(11)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(1)の地点と(11)の地点とを結ぶ春分・秋分の日の満潮位（東京湾中等潮位プラス〇・四七〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

(1)の地点 下北郡佐井村大字佐井字湯ノ川越地内に設置された三角点二等矢越

（Xプラス一五六、六六一・四六、Yプラス一、七三五・六六）

から三〇九度一七分九五三・〇メートルの地点

(2)の地点 (1)の地点から九度四一分一五・八メートルの地点

(3)の地点 (2)の地点から八九度四一分三四・一メートルの地点

(4)の地点 (3)の地点から九〇度四四分五・七メートルの地点

(5)の地点 (4)の地点から八五度四八分九・八メートルの地点

(6)の地点 (5)の地点から八〇度三九分九・四メートルの地点

(7)の地点 (6)の地点から七五度五八分九・一メートルの地点

(8)の地点 (7)の地点から六九度四七分九・七メートルの地点

(9)の地点 (8)の地点から六六度一七分五・八メートルの地点

(10)の地点 (9)の地点から六三度二分二二・四メートルの地点

(11)の地点 (10)の地点から一五八度三分二・九メートルの地点

3 面積

八、〇〇一・五六平方メートル

青森県告示第六百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十四年十二月二十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道一〇一号	南津軽郡浪岡町大字徳才子字山本一〇五の三から五所川原市大字福山字広富四五の四まで	平成一四・二・二五

青森県告示第六百四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び弘前県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

高賀野急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は市道川原道線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	黒石市	浅瀬石	竜ノ口	一八一の一地先
二	"	"	"	一八〇の一
三	"	"	"	一七八の三
四	"	"	"	一七六の二
五	"	"	"	一七五の二
六	"	"	"	一五〇の八
七	"	"	"	一五〇の八地先

青森県告示第六百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和六十三年三月二十六日青森県告示第八十六号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木村守男

第一号を次のように改める。

一 本町六号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱一三号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱一三号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一〇号と標柱一一号を結んだ線は市道一一九号線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	市町村名	大字名	字名	地番

十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	三沢市
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
													古間木山
													国調筆界未定
													国調筆界未定
													一四一の一七九
													一四一の一八四
													一四一の一八五
													一四一の一六六
													国調筆界未定
													三九の六
													三九の四
													三九の四
													古間木山
													一四〇の六七三
													一四〇の六七三
													一四〇の六七三

青森県告示第六百六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第  
 三条第一項の規定により、平成二年三月十二日青森県告示第六十三号（急傾斜地崩  
 壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公  
 示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備  
 え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

第三号を次のように改める。

三 長峰急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱九号までを順次結んだ線及び  
 標柱一号と標柱九号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標  
 柱九号を結んだ線は国道四五四号右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線  
 は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

九	八	七	六	五	四	三	二	一	標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
"	"	"	"	"	"	"	"	"	新郷村	戸来	長峯	小坂上	国調筆界未定
"	"	"	"	"	"	"	"	"	野月	長峯	野月	小坂上	一〇一の一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	四九の一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	四九の二
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	四九の三
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	二七
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	二〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	一一
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	一〇
"	"	"	"	"	"	"	"	"	長峯	長峯	野月	小坂上	一六の一

青森県告示第六百七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第  
 三条第一項の規定により、平成四年三月二十七日青森県告示第二百十四号（急傾斜地  
 崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公  
 示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備  
 え置いて縦覧に供する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

第一号を次のように改める。

一 斗賀三急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱八号までを順次結んだ線及び  
 標柱一号と標柱八号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標  
 柱八号を結んだ線は国道一〇四号右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線  
 は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	名川町	斗賀	加賀	一一の三三
二	"	"	定平	一三の三
三	"	"	"	一三の三
四	"	"	加賀	一〇の二地先
五	"	"	老久保	三の一
六	"	"	"	一一の一
七	"	"	下斗賀	二九の一
八	"	"	"	二九の一

青森県告示第六百八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
弘前市大字茂森新町三丁目三の二  
船水 信義
- 二 変更内容
  - 1 変更前の売りさばき場所  
黒石市北美町二丁目七七の一
  - 2 変更後の売りさばき場所  
弘前市大字福村字林元一〇〇

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 申請のあつた年月日  
平成十四年十一月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人地理情報整備推進協議会
- 三 代表者の氏名  
木村一夫
- 四 主たる事務所の所在地  
青森市浜館一丁目一四の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、社会資本の整備及び維持管理主体である地方公共団体と、社会資本の整備に係る民間事業者、及び、社会資本の利用者である市民に対して、その計画、建設、維持管理、そして情報化等の検討の場において、客観的独立的な見地から参画し、利用する立場からの視点と専門的な視点とから具体的な意見を提案すると同時に、社会を構成する自然物、創造物が持つ地理的情報が、極めて重要な社会基盤情報である事から、その積極的な整備促進及びIT社会の基盤的なツールとして有益とされる地理情報システム（GIS）の高度利活用について助言、提言、教育、及び技術的支援をし、豊かなまちづくりと新たなビジネスの創出、雇用拡大を誘発する事業を行い、地域社会の情報化促進と活性化に寄与することを目的とする。

歯科技工士試験の施行

平成十五年歯科技工士試験を次のとおり施行するので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告する。

平成十四年十一月二十五日

青森県知事 木 村 守 男

一 試験の期日及び場所

1 期日

学説試験 平成十五年二月二十七日(木)

実地試験 平成十五年二月二十八日(金)

2 場所

青森市大字三内字稲元一三二の二

青森歯科技工士専門学校

二 受験願書受付期間

平成十五年一月二十日(月)から同月二十四日(金)まで。ただし、郵送による場合は同月二十四日までの消印のあるものは有効とする。

三 受験願書提出先

〒〇三〇・八五七〇

青森市長島一丁目の一

青森県健康福祉部健康医療課試験免許班

四 その他

受験願書用紙は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班で交付する。

試験について不明な点は、青森県健康福祉部健康医療課試験免許班(電話〇一七・七三四・九二八七)に問い合わせること。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭